

部員各位

平成 25 年 10 月 5 日

法学部 1 年 小野竜大

家庭の事情

目次

- I.はじめに
- II.家庭生活における平等とは
- III.夫婦別氏論
- IV.非嫡出子相続差別問題
- V.これからの人権
- VI.参考文献

I.はじめに

平等概念は法の本質に属する。

現行の日本国憲法はこの見地に立ち、至る所で「平等」、「等しい」、「同等」の文言を各条文に入れている(14 条、16 条、24 条、26 条、44 条但書)。とくに憲法 14 条は、平等を憲法上の人権たる平等権として明記し、すべての権利行使の場面において差別禁止を要求している。

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(憲法 14 条 1 項)

ところが、現行憲法及び現行民法における平等について、今日では合理的に説明できないと思われる規定が存在する。

今日の勉強会では、法規定が抱える諸問題について、より法学的かつ論理的な問題意識を喚起したいと思う。

Ⅱ.家庭生活における平等とは

i.憲法による規定

憲法は、14条1項の規定を受けて家庭生活における平等の規定を24条1項においた。「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」。

この規定は、旧民法にみられた婚姻における戸主や父母の同意の要件を廃止し、他方では、婚姻によって生ずる妻の無能力規定を排除したものである。また、戸主を家長とする「家」制度も廃止されている。

また、その他家族に関する事項については個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して行うことを要求している。(24条2項)

※家制度

家制度とは、1898年（明治31年）に制定された民法において規定された日本の家族制度であり、親族関係を有する者のうち更に狭い範囲の者を、戸主（こしゅ）と家族として一つの家に属させ、戸主に家の統率権限を与えていた制度である。江戸時代に発達した、武士階級の家父長制的な家族制度を基にしている。

ii.民法による規定

「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない」（民法752条）

iii.両性の本質的平等とは

一個の自立した人間として男女が平等に扱われること。両性の肉体的、生理的相違による区別は規定に反するものではないとされる。

Ⅲ.夫婦別姓論

i.夫婦同氏の原則(民法750条)

「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」

ii.夫婦別姓導入の必要性

①女性の権利意識の高まり

→1975年、所謂「国際夫人年」を契機として、女性に権利意識の覚醒がもたらされた延長

②働く女性の増加

→有職女性の増加により、女性の対外的活動の範囲が広がり、婚姻による改氏もたらす社会生活上の不便、不利益が明らかに

③「家」意識の残存

→夫の氏を選択すれば夫の家に入ったという受け取り方がされ、逆に妻の氏を選択すれば養子に入ったと受け取られる厳然たる事実

ii-1 推進派の具体案

選択的夫婦別姓・・・主流の主張。婚姻時に夫婦同姓か夫婦別姓か自由に選択できるとするが、子の姓は婚姻時に決め、兄弟姉妹の姓を別々にすることを認めない。夫婦同姓と夫婦別姓とを同列に扱い、両者の間に形式的にも実質的にも差別はない。1995年「婚姻制度の見直し審議に関する中間報告」、1996年法制審議会で答申されたものはこれに相当する。但し第1子出生時に、婚姻時に決めた姓から変更可とする付則も後に検討された（2001年法務省、自民党法務部会へ提案）。

夫婦創姓・・・最初に提唱したのは福沢諭吉とされる。「其新家族の族名即ち苗字は、男子の族名のみを名乗る可らず、女子の族名のみを取る可らず」そこで、結婚にあたり、夫婦が協議の上新しい苗字を制定するもので、そこで初めて「(夫婦の) 双方婚姻の権利は平等なり」とする。

iii.反論

①夫婦別姓を認めると、家族関係の崩壊、ひいては社会関係の秩序の崩壊を招くのではないか。

②実務的問題が発生する。

→夫婦同姓は夫婦身分関係を証明するのに便利である

→戸籍の処理が煩雑に

③子の氏をどうするか。

iv.夫婦別姓を推進する場合の法的問題

民法 750 条にみられるように、夫婦はいずれの姓も選択できることから、旧法とは異なり平等原則に反してるとは言えない。しかし、結婚後 98%の夫婦が夫の姓を選択する現状を鑑みると、この場合の選択とは言わば妻側の譲歩であり、平等の意義をもたない。よって民法 750 条の改正を行わなければならない。

また、生まれもった姓以外で生活することは、憲法 13 条「幸福追求権」に内包される「自己決定権」に反するものであるから、民法 750 条改正の一因になりうる。

ただし、今日では未だに戸籍や子の氏についての根本的解決策が見出されていない。

v.海外の場合

1979 年に採択された女子差別撤廃条約は、16 条 1 項において「夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）」と規定し、選択制夫婦別姓制度の導入を勧告している。

2009 年、国連の女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、夫婦別姓を認めていない民法の「差別規定」改正など女性差別の完全な撤廃に向け早急な対策を求める勧告を発表した。推進派はこれを強く支持している。

推進派によってよく欧米諸国が引き合いに出されるが、そもそもの氏に関する考え方が全く違う(氏の変更が自由に出来るなど、氏への依存が少ない)。氏の制度は家族・身分に関する制度の一環として民族固有の歴史をもっており、直接的参考になりづらい。しかし比較的文化を共有する中国の制度は今後の日本にも流用される余地を残している。

中国では、夫婦の氏について、「夫婦は双方ともそれぞれ自己の姓名を用いる権利がある」（婚姻法第 10 条）と規定しており、別姓にすることも同姓にすることも自由であるとされ、ほとんどの家庭において別姓が用いられている。

そして子の氏について、「子女は父の姓に従うことができ、また母の姓に従うこともできる」（同法 16 条）とされ、子女の姓は本人に一切の選択の自由があり、何人もこれを選択できないと規定している。未成年者については父母の協議の上決定されるものの、青年後の本人の自由選択意は妨げられない。しかし父方の氏を受け継ぐのが大多数を占めるとされる。

上記したとおり、家族・身分に関する制度には民族固有の歴史があり、中国の場合では古来男系制社会で、父方（本家-同姓）と母方（外祖家）とを峻別する。このため、父方の家に妻は入れないこととなり、妻は妻の家の姓を名乗るようになる。すなわち夫婦別姓となるのである。

vi.判例

「氏名は個人の人格の象徴だが、結婚後も夫婦が結婚前の姓を名乗る権利が憲法上、明白に保障されているとはいえない」「姓の変更で人間関係やキャリアの断絶などが生じる可能性が高く、選択的夫婦別姓制度に対する期待は大きい」としながらも、夫婦別姓を導入しなかった国会の対応については「直ちに違法とはいえない」（2013年5月 東京地裁）

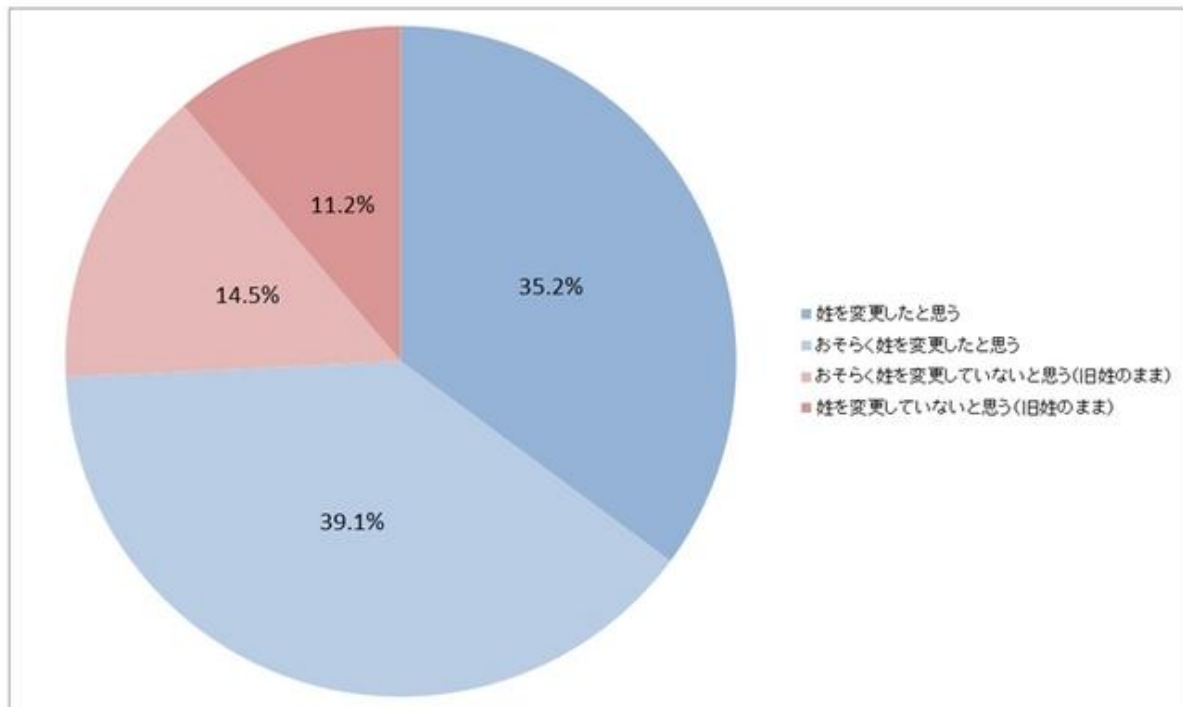
⇒違憲判断を回避

「夫婦同姓は一体感を高めるのに役立ち、利害関係を有する第三者に対して夫婦であることを示すのを容易にするもので、憲法に違反しない」（1989年6月 岐阜家裁）

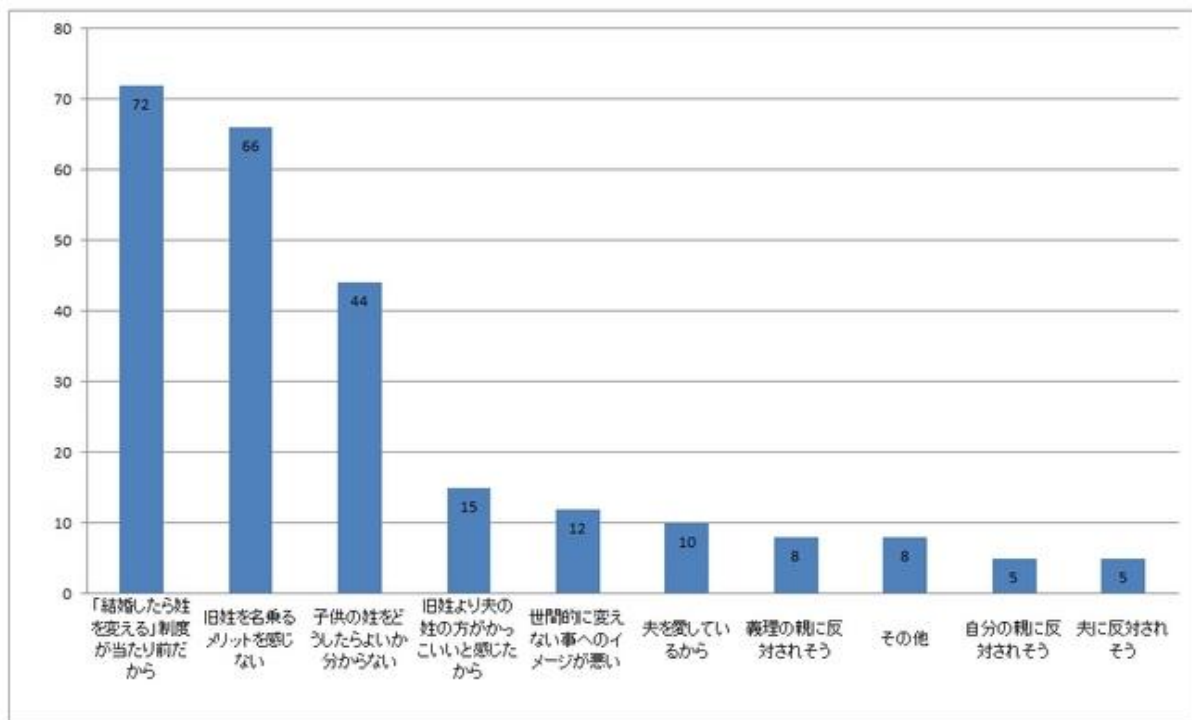
vii.資料

以下データ全て株式会社ダイスが2009年に行った「選択的夫婦別姓制度に関する調査」に拠る。（20代～60代既婚女性を均等割付した330人を対象にインターネットによる調査）

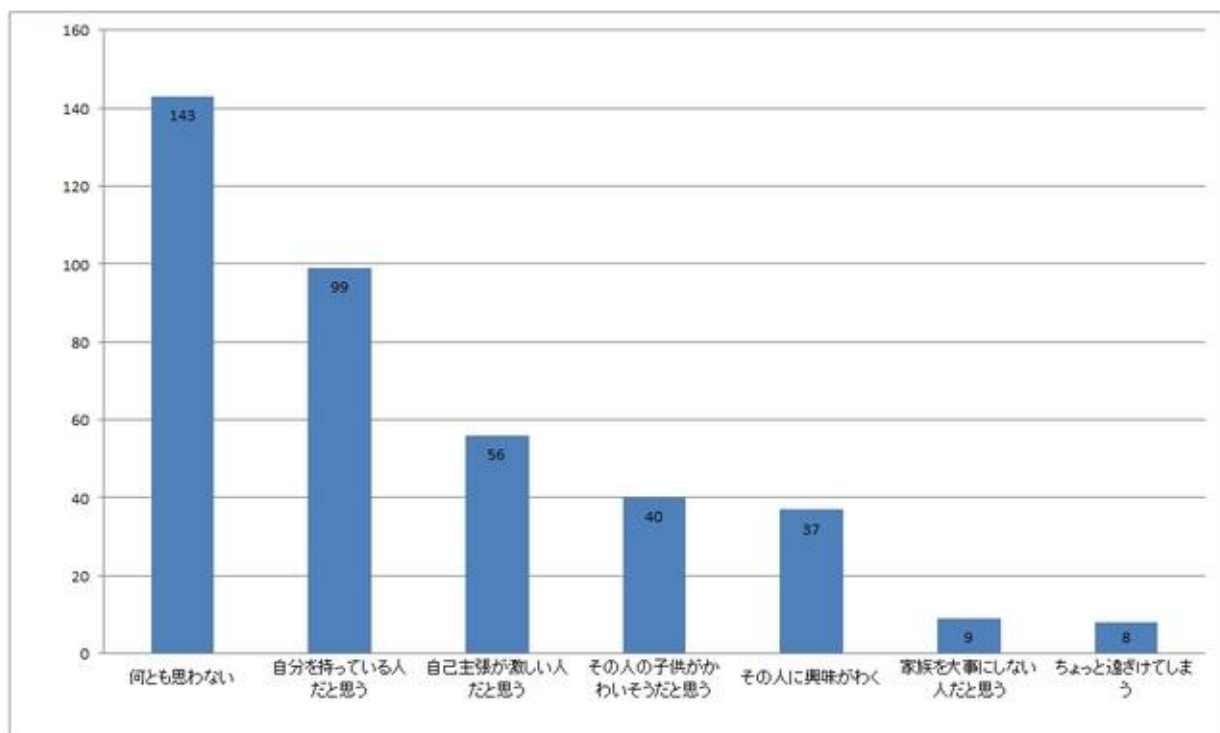
Q: 結婚した時に、戸籍上、別姓が使えるとしたら、旧姓のままでいましたか？ (n=330)



Q: そのまま旧姓を名乗らない一番大きな理由は何ですか？ (n=245)



Q: あなたの周りに夫婦別姓の人がいたら、どう感じますか？ (n=330, 複数回答)



上図から読み取れるように、国民意識はそれほど夫婦別姓に対して好意的ではないどころか、否定的意見も散見される。

IV.非嫡出子相続差別問題

※非嫡出子とは…法律上の婚姻関係にない男女から生まれた子のこと。

平等原則が見直された例として、非嫡出子相続差別問題が挙げられる。

長年論争になっていた非嫡出子の相続差別問題について、2013年9月に最高裁が違憲判決を出したことは記憶に新しい。

民法900条4項但書前段は、非嫡出子の相続配分について「嫡出である子の相続の二分の一とし（略）」と規定している。最高裁はこれを法の下での平等の原則に反すると判断したことになる。

最高裁は、「父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼす事は許さ」と見解を示した。

これまで違憲判決が出されなかった理由として、

- ① 当該規定が遺言による相続分の指定等が無い場合などにおいて補充的に機能するものであること
- ② 二分の一とはいえ非嫡出子にも法定相続分を認めたのは非嫡出子の保護の調整を図ったものと解される

との見解が示されてきた（平成7年7月、最高裁）が、当時から反対意見も多く、実質的違憲判決とも捉えられてきた。その後の諸外国の同様法規の改変や国連組織からの勧告、そして社会風土の変化により、正式に違憲判決を出すに至った。

民法の公布以来、115年間にわたって規定され続けた不平等項目が、漸く見直されることになる。

※違憲判決は、その事件でのみ法を無効化できる（法の削除は立法機関の権限）

V.これからの人権

はじめに述べたように、確かに現行憲法及び現行民法における男女の平等について、今日では合理的に説明できないと思われる規定が存在することは事実であり、平等を原則とする立法の精神に背いていることは否定できない。法学者がここに重大な問題意識を抱えている一方で、世論はそれほど問題意識を抱えていない場合も少なくない。

今後も家庭内に留まらず、新しい人権が叫ばれるようになるだろうが、立法および法改正にあたっては、民意を踏まえ、いたずらに海外の制度を輸入してしまわないよう十分に注意すべきである。

VI.参考文献

吉田善明『日本国憲法論』（三省堂、2003年）

加藤一彦『憲法』（法律文化社、2012年）

澤田省三『夫婦別氏論と戸籍問題』（ぎょうせい、1990年）

なくそう戸籍と婚外子差別・交流会編『なくそう戸籍と紺が意思差別』（明石書店、2004年）

福沢諭吉『日本婦人論 日本男子論』（青空文庫、初出 1888）

平野武ほか『憲法と人権保証』（晃洋書房、1998年）

小林武『いま憲法「改正」と人権を考える』（部落問題研究所、2005年）

現代法入門研究所編『現代法入門』（三省堂、2010年）

9月19日は「苗字の日」 夫婦別姓どう思う？ 選択的夫婦別姓制度に関する調査
(<http://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000001.000008108.html>、2013年)

Yahoo!ニュース『最高裁が婚外子相続差別に違憲判断』
(<http://bylines.news.yahoo.co.jp/bandotaro/2013910-00027992/>、2013年)